

無選択型終身保険(低解約払戻金型)

みどりの終身

メモリアルⅢ

保険金額
150万円

保険料払込期間 **10**年

契約年齢 満**30**歳~**80**歳

保険料払込期間 **20**年

契約年齢 満**30**歳~**80**歳

保険料払込期間 **100**歳払済

契約年齢 満**60**歳~**85**歳

一生涯
保障



■ 85歳までお申し込みいただけます。

持病や入院・手術の経験があっても、「もしものとき」を一生涯保障

■ 医師による診査や告知書の提出不要

— 安心の未来を託す。

 **みどり生命**

あなたやご家族に明日、 万が一のことがあったら？

すぐに連絡すべき人は誰？

お墓やお葬式は
どういう形で
行いたい？
誰が負担する？

亡くなった後の手続きは
誰が行う？

保有する
預貯金口座は
どうする？

財産の
相続は
どうする？

できるだけ
家族に負担を
掛けたく
ないわ。

何も準備していない状態でその時を迎えると、家族は誰に訃報の連絡をすれば良いか分からず慌てたり、しっかり検討をしないで葬儀を依頼して、高額な葬儀費用を支払うことになったりと、後悔の残る結果になってしまうかもしれません。

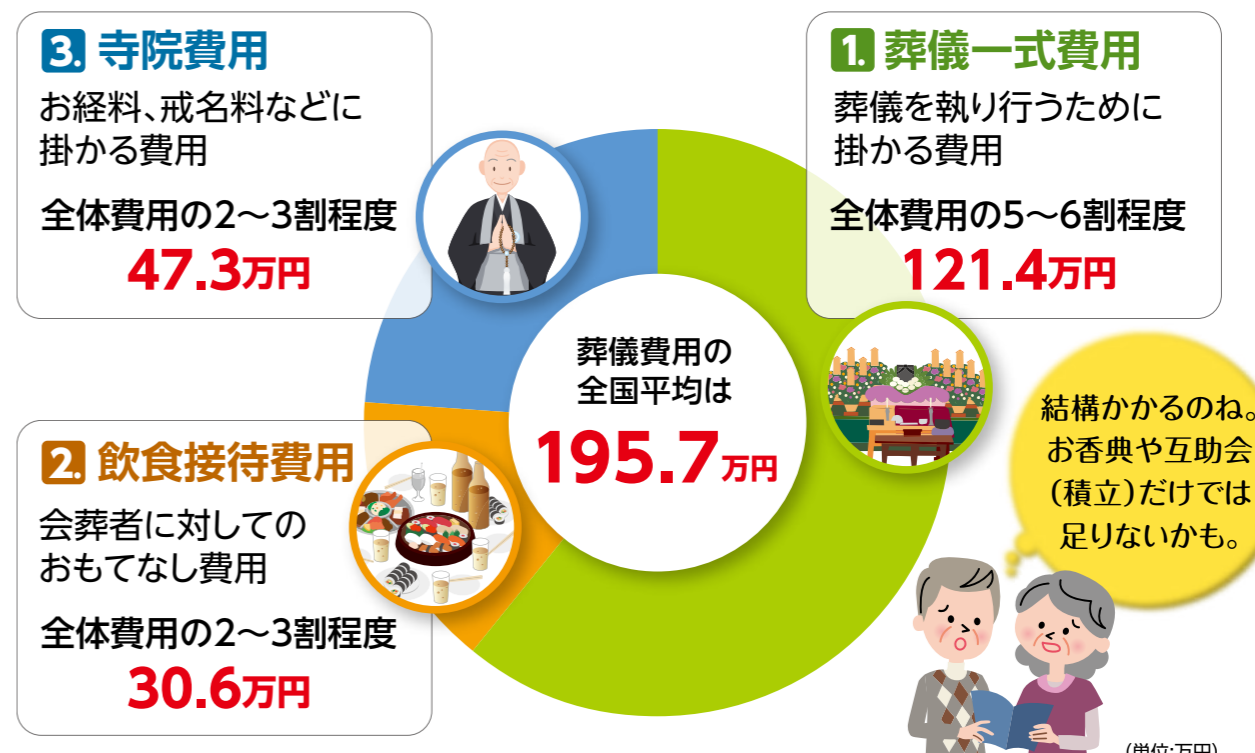


必要になる「その時」、
希望や想いをちゃんと伝えるために、
しっかり準備をしておきたい。

終活の第一歩として、
まずは、将来の葬儀費用の準備から始めませんか？

葬儀にかかる三大費用とは？

「葬儀一式費用」「飲食接待費用」「寺院費用」の3大費用



	北海道	東北	関東A	関東B	中部A	中部B	近畿	中国	四国	九州
1 葬儀一式費用	100	100	140	110	150	150	120	95	109	106
2 飲食接待費用	24.4	25.3	50.3	32.7	49.2	26.0	21.4	14.2	25.8	19.6
3 寺院費用	33.4	60.9	54.2	50.2	42.7	65.9	46.5	42.6	39.2	29.1
葬儀費用合計	154	202	238	186	227	245	189	163	156	166

※関東A:茨城・栃木・群馬・千葉 関東B:埼玉・東京・神奈川 中部A:新潟・富山・石川・福井 中部B:山梨・長野・岐阜・静岡・愛知
※出典「第11回葬儀についてのアンケート調査」報告書(2017年1月)一般財団法人 日本消費者協会
(注)葬儀一式費用・飲食接待費用・寺院費用の合計が葬儀費用の合計とはなりません。
各項目のそれぞれの平均費用で、アンケートの回答数が異なるためです。

大切なご家族のために、 みどり生命でご準備しませんか？

葬儀費用の備えには
85歳まで健康状態にかかわらず
どなたでもお申し込みいただける
一生涯保障の**終身保険**がピッタリです！

詳細は
次へ

みどりの終身メモリアルⅢの特長とは?

健康状態にかかわらずお申し込みいただける **一生涯保障**の保険です。



6つのあんしんポイント

1 加入意思があれば、健康状態にかかわらず **お申し込みいただけます!**

持病・既往症があっても、通院中・治療中・入院歴・大きな手術の前後でもお申し込みいただけます。

2 告知書や医師の診査は**必要ありません。**

告知書の記入や医師の診査を受けていただく必要はないので、手続きはとても簡単です。告知義務違反による解除の制度はありません。

3 一生涯にわたって**保障が継続!**

万が一の保障が一生涯(終身)続くので、安心です。

4 **お手頃な保険料で保障を確保**できます。

保険料払込期間中の解約払戻金を低く抑えることで、その分保険料を割安にしています。しかも、保険料は払込満了まで変わりません。

5 **かけ捨てではありません。**

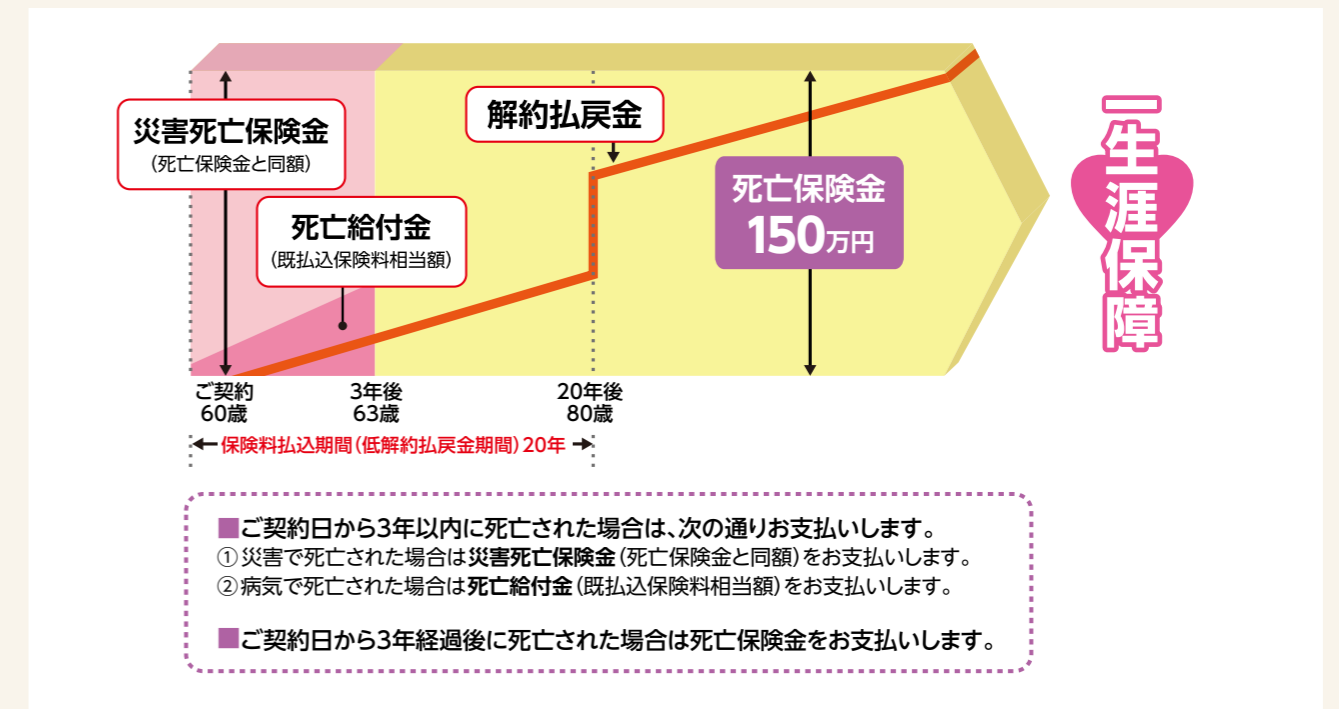
途中で解約したときは解約払戻金をお支払いします。ただし、ご契約後短期間で解約した場合は、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。

6 交通事故などの不慮の事故で **万が一のときは、災害死亡保険金をお支払い!**

ご契約日から3年以内に病気で死亡された場合は死亡給付金として、既払込保険料相当額をお支払いしますが、不慮の事故や所定の感染症を原因として死亡された場合は3年以内でも死亡保険金と同額の災害死亡保険金をお支払いします。

商品の仕組み図

保険料払込期間 **20年**の例 契約年齢 **満30歳~80歳**



保険料払込期間で選べる3つのコース

保険料払込期間	契約年齢	保険期間	性別	ご契約例				詳細は
				月払保険料				
				被保険者 40歳	被保険者 60歳	被保険者 70歳	被保険者 81歳	
10年	満30歳~80歳	終身	男性	13,361円	14,556円	15,653円		5ページ
			女性	13,037円	13,821円	14,406円		6ページ
20年	満30歳~80歳	終身	男性	6,917円	8,559円	10,527円		7ページ
			女性	6,599円	7,383円	8,519円		8ページ
100歳 払済	満60歳~85歳	終身	男性		7,062円	10,118円	17,378円	9ページ
			女性		5,298円	7,679円	13,562円	10ページ

男性 月払保険料・解約払戻金例表 (単位:円)

保険金額 150万円

Table with columns: 契約年齢, 月払保険料, 経過年数 (1-30年), 払込期間満了時 (1-30年). Rows represent ages from 30 to 80.

※契約年齢やご契約日からの経過期間によっては、累計払込保険料がお受け取りいただく保険金額を上回ることがあります。
※経過年数とは、保険のご契約日から起算した年数をいいます(払込期間満了時まででは、保険料払込年数をいいます)。
※保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
※多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。解約払戻金の額は契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

女性 月払保険料・解約払戻金例表 (単位:円)

保険金額 150万円

Table with columns: 契約年齢, 月払保険料, 経過年数 (1-30年), 払込期間満了時 (1-30年). Rows represent ages from 30 to 80.

※契約年齢やご契約日からの経過期間によっては、累計払込保険料がお受け取りいただく保険金額を上回ることがあります。
※経過年数とは、保険のご契約日から起算した年数をいいます(払込期間満了時まででは、保険料払込年数をいいます)。
※保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
※多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。解約払戻金の額は契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

男性 月払保険料・解約払戻金例表 (単位:円)

保険金額 150万円

契約年齢	月払保険料	経過年数									払込期間満了時 100歳
		1年	2年	3年	4年	5年	10年	15年	20年		
60	7,062	2,621	57,764	112,895	149,012	185,682	368,282	504,219	647,514	1,499,147	
61	7,293	4,268	61,046	117,806	155,414	193,601	377,033	516,636	664,395	1,499,147	
62	7,542	6,053	64,604	123,150	162,368	201,771	384,810	530,249	681,042	1,499,147	
63	7,812	7,986	68,477	128,952	169,479	209,547	392,141	544,952	697,284	1,499,147	
64	8,103	10,071	72,638	135,173	176,432	216,680	399,909	560,688	713,187	1,499,147	
65	8,412	12,270	77,024	141,696	183,171	223,200	409,076	577,338	728,948	1,499,147	
66	8,733	14,562	81,570	148,434	189,693	229,298	420,344	594,767	744,809	1,499,147	
67	9,065	16,908	86,211	155,298	196,112	235,538	434,114	612,783	761,010	1,499,147	
68	9,404	19,295	90,921	162,251	202,865	242,795	450,438	631,262	777,678	1,499,147	
69	9,753	21,737	95,733	169,374	210,504	251,717	468,891	649,985	794,726	1,499,147	
70	10,118	24,290	100,782	176,867	219,341	262,517	488,600	668,657	811,778	1,499,147	
71	10,511	27,039	106,220	184,964	229,521	275,067	508,698	687,092	828,494	1,499,147	
72	10,940	30,047	112,197	193,898	240,995	289,082	528,446	705,248	844,644	1,499,147	
73	11,415	33,389	118,859	203,840	253,685	304,239	547,473	723,168	860,189	1,499,147	
74	11,945	37,127	126,293	214,901	267,441	320,168	565,662	740,894	875,118	1,499,147	
75	12,534	41,277	134,531	227,129	282,071	336,444	583,113	758,316	889,370	1,499,147	
76	13,188	45,843	143,579	240,524	297,317	352,838	600,176	775,419	903,027	1,499,147	
77	13,904	50,817	153,417	255,002	313,106	369,284	617,367	792,272	916,946	1,499,147	
78	14,681	56,192	163,979	270,470	329,346	385,911	635,139	809,037	934,313	1,499,147	
79	15,519	61,920	175,203	286,788	346,130	402,933	653,768	825,795	965,877	1,499,147	
80	16,416	68,015	187,046	303,902	363,540	420,548	673,127	842,424	1,499,147	1,499,147	
81	17,378	74,445	199,494	321,777	381,671	439,014	693,038	858,905	1,499,423	1,499,147	
82	18,407	81,251	212,598	340,448	400,733	458,637	713,319	876,164	1,499,660	1,499,147	
83	19,511	88,490	226,448	360,005	420,932	479,568	733,890	898,232	1,499,879	1,499,147	
84	20,705	96,234	241,176	380,607	442,377	501,753	754,601	939,210	1,500,000	1,499,147	
85	22,005	104,588	256,965	402,372	465,012	524,748	775,125	1,499,147	1,500,000	1,499,147	

※契約年齢やご契約日からの経過期間によっては、累計払込保険料がお受け取りいただく保険金額を上回ることがあります。
 ※経過年数とは、保険のご契約日から起算した年数をいいます(払込期間満了時までは、保険料払込年数をいいます)。
 ※保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
 ※多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
 解約払戻金の額は契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

女性 月払保険料・解約払戻金例表 (単位:円)

保険金額 150万円

契約年齢	月払保険料	経過年数									払込期間満了時 100歳
		1年	2年	3年	4年	5年	10年	15年	20年		
60	5,298	0	33,512	76,706	112,350	148,097	324,704	477,665	622,959	1,497,501	
61	5,474	0	36,063	80,538	117,179	153,726	334,752	491,738	638,670	1,497,501	
62	5,660	0	38,778	84,614	122,109	159,371	345,654	506,151	654,510	1,497,501	
63	5,858	0	41,655	88,926	127,185	165,138	357,386	521,027	670,500	1,497,501	
64	6,066	0	44,693	93,477	132,474	171,375	369,863	536,423	686,657	1,497,501	
65	6,287	0	47,898	98,270	138,270	178,524	383,021	552,333	702,966	1,497,501	
66	6,522	0	51,302	103,361	144,794	186,686	396,650	568,599	719,340	1,497,501	
67	6,776	1,172	54,956	108,848	152,027	195,581	410,535	584,967	735,650	1,497,501	
68	7,052	3,156	58,932	114,816	159,783	204,854	424,571	601,290	751,826	1,497,501	
69	7,352	5,321	63,260	121,313	167,924	214,338	438,797	617,577	767,880	1,497,501	
70	7,679	7,662	67,947	128,325	176,402	224,076	453,312	633,908	783,825	1,497,501	
71	8,033	10,194	72,992	135,858	185,309	234,188	468,225	650,387	799,700	1,497,501	
72	8,414	12,903	78,395	143,930	194,700	244,824	483,537	667,074	815,501	1,497,501	
73	8,823	15,812	84,191	152,583	204,714	256,139	499,272	684,021	831,251	1,497,501	
74	9,267	18,941	90,425	161,876	215,435	268,181	515,426	701,223	847,067	1,497,501	
75	9,746	22,316	97,134	171,881	226,893	280,938	531,996	718,623	863,406	1,497,501	
76	10,265	25,952	104,372	182,657	239,105	294,404	549,008	736,193	881,234	1,497,501	
77	10,824	29,883	112,178	194,280	252,120	308,553	566,517	753,917	902,439	1,497,501	
78	11,432	34,124	120,609	206,796	265,904	323,402	584,580	771,815	930,737	1,497,501	
79	12,087	38,711	129,687	220,251	280,551	339,074	603,279	790,089	973,529	1,497,501	
80	12,797	43,640	139,448	234,684	296,138	355,644	622,589	809,357	1,497,501	1,497,501	
81	13,562	48,959	149,946	250,185	312,749	373,214	642,515	830,903	1,498,193	1,497,501	
82	14,390	54,689	161,255	266,814	330,461	391,842	663,018	857,226	1,498,782	1,497,501	
83	15,287	60,890	173,430	284,649	349,340	411,599	684,114	893,298	1,499,268	1,497,501	
84	16,259	67,575	186,528	303,740	369,437	432,506	706,014	949,089	1,499,655	1,497,501	
85	17,312	74,802	200,616	324,165	390,798	454,515	729,533	1,497,501	1,499,961	1,497,501	

※契約年齢やご契約日からの経過期間によっては、累計払込保険料がお受け取りいただく保険金額を上回ることがあります。
 ※経過年数とは、保険のご契約日から起算した年数をいいます(払込期間満了時までは、保険料払込年数をいいます)。
 ※保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
 ※多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
 解約払戻金の額は契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

ご加入後も
安心
その1

ご契約者さまのご家族さまにも「安心」をお届けします！

「安心のご家族登録サービス」の ご案内

「安心のご家族登録サービス」にお申し込みいただくと…

1

登録したご家族さまが、
ご契約者さまに代わって
ご契約内容についてお問
い合わせいただけます。

2

災害時など、みどり生命がご契約者さまと連絡が取
れない場合、登録したご家族さまにご契約者さまの
連絡先の確認を行います。ご契約者さまの連絡先が
判明することで、ご契約者さまはみどり生命からの
重要なご案内をお受け取りいただけます。

●「安心のご家族登録サービス」とは、当社のご契約に関する情報を、ご契約者さまのご家族さまにも提供できるように、事前にご契約者さまよりそ
のご家族さまを指定・登録いただく制度です。みどり生命では、迅速・確実に死亡保険金などの請求手続きができるよう、死亡保険金受取人さまを
当制度に登録することを推奨しています（「ご契約者さま」＝「死亡保険金受取人さま」の場合は、被保険者さまを登録することを推奨しています）。

お客さまのこのような声にお応えいたします！



保険のことは妻に任せ
ているから、妻にも話し
てもらえないかな…



主人の保険について、
フリーダイヤルで聞き
たいけど、私では教え
てもらえないの？

娘にも自分の保険のこと
を知っておいてもらっ
たら将来も安心だな！



住所変更の届出を忘れたけ
ど、登録した娘に私の所在確
認の連絡があり、無事手続き
ができてよかった！



「安心のご家族登録サービス」についての 《重要事項》のご説明

サービスの概要

- 「安心のご家族登録サービス」は、ご契約者さまに登録いただいたご家族さまに、当社がご契約内容に関する情報を提供させていただく制度です。
- 登録されたご家族さまからの質問にお答えするときの内容は、ご契約者さまに説明させていただく内容と全て同等です。
(例)●万一の場合の保障額について ●解約された場合の払戻金について

登録ご家族の範囲

- 登録いただけるご家族さまは、保険契約単位の設定とし、1保険契約につき1名です。
また、成年者であり、意思能力を有する人に限ります。
- 登録いただけるご家族さまの範囲は、ご契約者さまの配偶者もしくは三親等以内のご親族(※)さまです。
※三親等以内親族:配偶者・親・祖父母・曾祖父母、子・孫・曾孫・兄弟姉妹・甥・姪・おじ・おばとその配偶者等。

当サービスの申込方法

新契約同時登録の場合は、「新契約申込書」の「安心のご家族登録サービス」欄にチェックをして申し込みます。
「新契約申込書」で「死亡保険金受取人」または「被保険者」以外を登録者として申し込みますにチェックをした場合は、「安心のご家族登録サービス登録・変更申込書」に以下の項目をご記入ください。

- ①登録ご家族さまの氏名、性別、ご契約者さまとの続柄、生年月日
 - ②登録ご家族さまの住所、連絡先
 - ③以下の2点を前提としたご契約者さまの署名
- (1)登録ご家族さまに対し、上記①②の情報を当社へ提供することについて同意を得ること。
(2)被保険者さまと死亡保険金受取人さまに対し、その氏名等の情報を当社が登録ご家族さまへ開示することについて同意を得ること。

当サービスの開始

- 当サービスによるお客さまサービスセンターへのご照会は、ご契約者さま及び登録者さま宛に郵送させていただく「登録完了通知」の到着以降にお願いします。
※当サービスの登録が完了すると、ご契約者さまと登録者さま両方に「登録完了通知」を送付します。
※登録いただくご家族さまには、当サービスにお申し込みいただいたことをご契約者さまよりお伝えください。

当サービスの変更・取消

- 登録いただいたご家族さまの変更や登録の取消については、ご契約者さまから当社お客さまサービスセンターまでご連絡願います。
- みどり生命から「安心のご家族登録サービス登録・変更申込書」を送付します。
- 対象保険契約のご契約者さまが変更された場合は、当サービスは停止します。

その他注意事項

- 登録のご家族さまによるご契約に関するお手続きはできません。お手続きの際は、ご契約者さまご自身でお願いします。
- ご契約者さまの転居や災害発生時等、当社からご契約者さまへの連絡が困難となった場合には、当社から登録ご家族さまへ連絡のうえ、ご契約者さまの連絡先を確認させていただく場合があります。
- 当サービスの内容について今後変更がある場合には、変更事項を通知もしくはホームページ等に掲載します。

ご加入後も
安心
その2

みどり生命ならご葬儀費用のお支払い時も「安心」です！

「保険金等受取支払指図方式」の ご案内

便利で
安心！

みどり生命では、ご葬儀費用のお支払いに**保険金等**を
“**直接**”提携互助会・葬儀社へお支払いできます。

通常、葬儀代金は葬儀後、翌日から数日で
精算となる場合が多いです。

しかし

- ①預金口座は、死亡後すぐにお金を引き出せないこともあります。
- ②死亡保険金の受取りは、葬儀代金のお支払いに間に合わない場合があります。

支払いまでに準備できるかしら？

困ったな。



そこで、楽々かんたん便利な
保険金を葬儀費用に充当できるサービス
“**保険金等受取支払指図方式**”
をぜひ、ご利用ください！



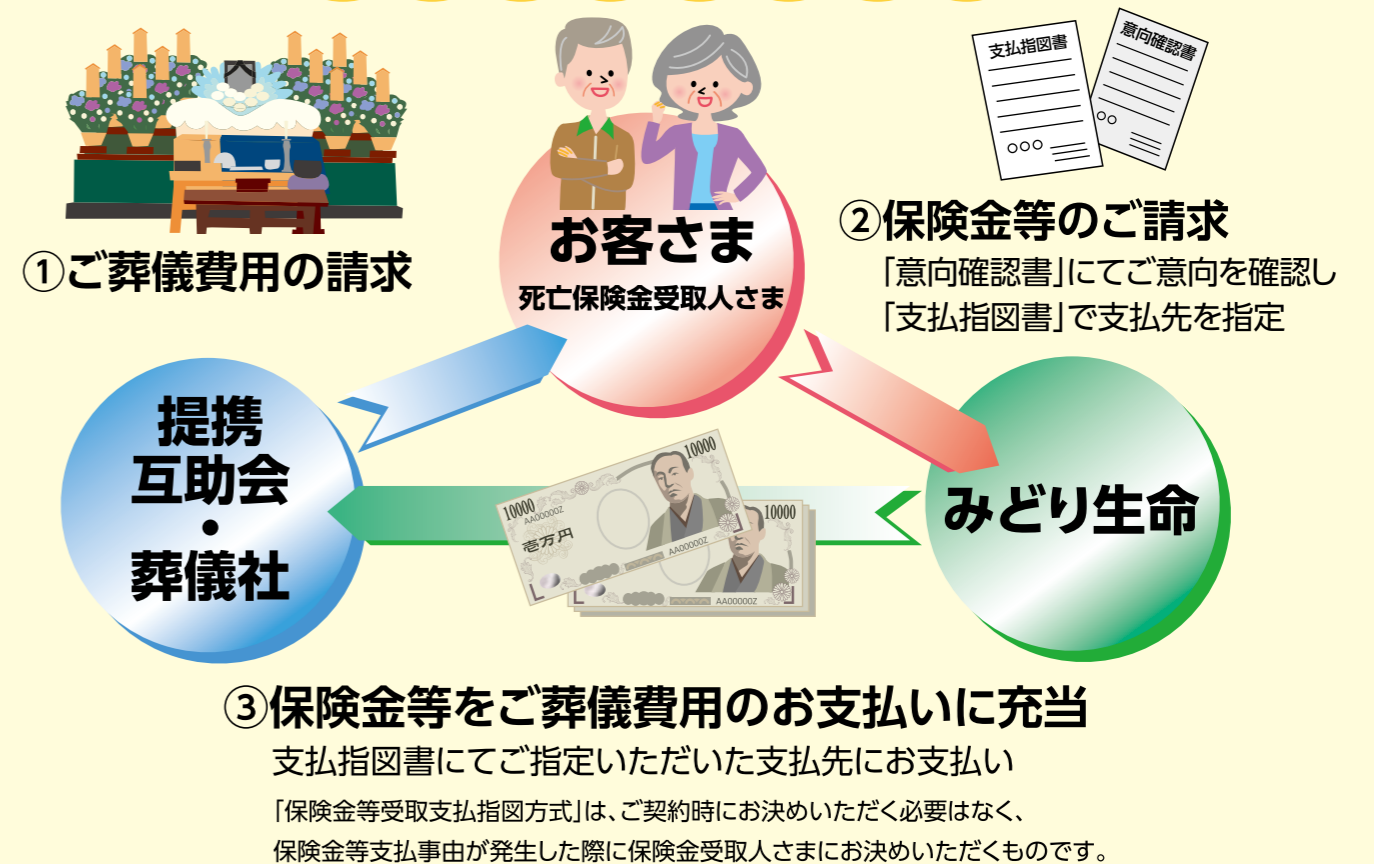
通常の保険金等お支払いの流れ



「保険金等受取支払指図方式」をご利用した際の保険金等支払いの流れ

ご葬儀は様々な手続きがあって大変!...そんな時に

“**保険金等受取支払指図方式**”の
ご利用でとっても便利



“**保険金等受取支払指図方式**”

のおかげで葬儀代金の一部に保険金を
充てることができ助かったね!



契約概要

この「契約概要」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご理解・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

保障内容について

保険金をお支払いする場合(支払事由)

保険金・給付金名称	保険金・給付金をお支払いする場合(支払事由)
災害死亡保険金	被保険者が契約日から起算して3年以内に次のいずれかに該当して死亡されたとき。 ①責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき。 ②責任開始時以後に発病した所定の感染症を直接の原因として、死亡されたとき。
死亡保険金	被保険者が契約日から起算して3年経過後に死亡されたとき。
死亡給付金	被保険者が契約日から起算して3年以内に災害死亡保険金の支払事由以外の事由により死亡されたとき。

※「責任開始時」とは、申し込まれたご契約の保障が開始される時期をいい、その責任開始時の属する日を「責任開始日(責任開始の日)」といいます。またこの保険では、「責任開始日(責任開始の日)」の属する月の翌月1日を「契約日」としております。

保険金・給付金をお支払いできない場合(免責事由)については「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」等でご確認ください。

商品名称・保険期間・契約年齢などについて

名称	保険期間	保険料払込期間	契約年齢
無選択型終身保険(低解約払戻金型)	終身	10年・20年	満30歳～80歳
		100歳払済	満60歳～85歳

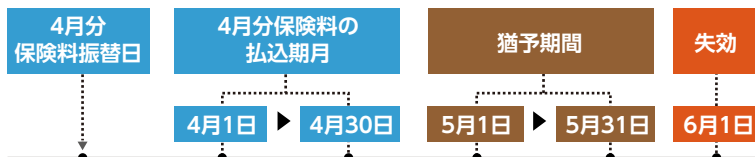
責任開始時について

お申し込みいただいた保険契約を当社が承諾した場合には、第1回保険料のお払い込みが完了した時から、当社は保険契約上の責任を負います。



保険料の払込方法と保険契約の失効について

- 保険料のお払い込みは口座振替となります。
- 第2回目以降の保険料については、払込期月の前月内にお払い込みください。なお、払込期月内にお払い込みの都合がつかない場合のために、猶予期間を設けています。
- 払込猶予期間内にお払い込みがない場合、保険契約は効力を失います。(失効)



特約と配当金について

特約・配当金はありません。

解約と払戻金について

- 保険料払込期間中にご契約を解約した場合の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の70%としています。
- 多くの場合、解約払戻金は既払込保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約しますと、解約払戻金は全くないか、あってもごくわずかです。解約払戻金の額は契約年齢、性別、経過年数等により異なります。

ご契約の際には、「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。「注意喚起情報・ご契約のしおり・約款」記載事項の例 ●お申し込みの撤回について(クーリング・オフ制度) ●保険金をお支払いできない場合について ●解約と解約払戻金について ●各種変更手続き等について

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

お取り扱い(募集代理店)

商品等のお問い合わせは下記の募集代理店までご連絡ください。

(引受生命保険会社) **みどり生命保険株式会社**

〒114-8595 東京都北区王子6-3-43 ホームページ <https://midori-life.com/>

生命保険のお手続きや
ご契約に関する照会先

お客さまサービスセンター(9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く)

0120-566-322

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。